

届書コード
2 2 1 0

健康保険 産前産後休業終了時報酬月額変更届

常務理事	事務局長	部長	課長	扱者

令和 4 年 8 月 1 日提出

提出者記入欄

健康保険の 事業所記号	1	1	0	0
事業所 整理番号				

受付日付印

事業所 所在地	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台〇-〇
事業所 名称	いろはに株式会社
事業主 氏名	代表取締役 東京 大助
電話番号	03 (3291) 0000

社会保険労務士記載欄
氏名等

申出者署名欄

産前産後休業を終了した際の標準報酬月額の改定について申出します。 (健康保険法施行規則第38条の3及び厚生年金保険法施行規則第10条の2)	令和 4 年 8 月 1 日
健康保険組合理事長あて	
住所 東京都文京区本郷〇-〇-〇	
氏名 山口 京子	電話 03 (3817) 0000

被保険者欄

①被保険者 証の番号	31	②個人番号 [基礎年金番号]	
③被保険者 氏名	(フリガナ) ヤマグチ (氏) 山口 京子	④被保険者 生年月日	5.昭和 〇 1 〇 7 〇 5 7.平成 〇 1 〇 7 〇 5 9.令和 〇 1 〇 7 〇 5
⑤子 の 氏名	(フリガナ) ヤマグチ (氏) 山口 大樹	⑥子 の 生年月日	7.平成 〇 4 〇 3 2 5 9.令和 〇 4 〇 3 2 5
⑦産前産後休業 終了年月日	9.令和 〇 4 〇 5 2 〇		
⑧給与 支給月 及び 報酬月額	5 月 0 日 0 円 6 月 30 日 245,000 円 7 月 31 日 245,000 円	⑨通貨	0 円
⑩給与 支給月 及び 報酬月額	6 月 30 日 245,000 円 7 月 31 日 245,000 円	⑪現物	0 円
⑫従前標準 報酬月額	健康 260 千円 厚生 260 千円	⑬昇給 降給	1. 昇給 2. 降給
⑭給与 締切日・ 支払日	締切日 20 日 支払日 翌月 25 日	⑮遡及 支払額	遡及支払額 月 円
⑯給与 締切日・ 支払日	20 日 翌月 25 日	⑰備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務被保険者 3. 短時間労働者 4. パート 5. その他() (特定適用事業所等)
⑱月変該当 の確認	産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて、 育児休業等を開始していませんか。	⑲開始していません	※ 産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて 育児休業等を開始した場合は、この申出はできません。

〇 産前産後終了時報酬月額変更届とは

産前産後休業終了日に当該産前産後休業に係る子を養育している被保険者は、一定の条件を満たす場合、随時改定に該当しなくても、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3か月間に受けた報酬の平均額に基づき、4か月目の標準報酬月額から改定することができます。ただし、産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業等を開始した場合は、この申出はできません。

〇 変更後の標準報酬月額が以前より下がった方へ

3歳未満の子を養育する被保険者又は被保険者であった者で、養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、「養育期間の従前標準報酬月額みなし措置」という制度をご利用いただけます。この申出をいただきますと、将来の年金額の計算時には養育期間以前の従前標準報酬月額を用いることができますので、『産前産後休業等終了時報酬月額変更届』とあわせて、日本年金機構には『養育期間標準報酬月額特例申出書』を提出してください。

様式コード
2223

厚生年金保険 産前産後休業終了時報酬月額変更届

70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額変更届

令和 4 年 8 月 1 日提出

受付日付印

提出者記入欄	事業所整理番号		
	事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒 101-0062 東京都千代田区神田駿河台〇-〇	
	事業所名称	いろはに株式会社	
	事業主氏名	代表取締役 東京 大助	
	電話番号	03 (3291) 0000	
		社会保険労務士記載欄	氏名等

申出者署名欄	産前産後休業を終了した際の標準報酬月額の設定について申出します。 (健康保険法施行規則第38条の3及び厚生年金保険法施行規則第10条の2)		令和 4 年 8 月 1 日
	日本年金機構理事長あて 住所 東京都文京区本郷〇-〇-〇		
	氏名 山口 京子		電話 03 (3817) 0000

被保険者欄	①被保険者整理番号	31	②個人番号 [基礎年金番号]												
	③被保険者氏名	(フリガナ) ヤマグチ 京子 (氏) 山口 京子	④被保険者生年月日	5.昭和 ⑦平成	01	07	05	年	月	日					
	⑤子の氏名	(フリガナ) ヤマグチ タイキ (氏) 山口 大樹	⑥子の生年月日	7.平成 ⑨令和	04	03	25	年	月	日	⑦産前産後休業終了年月日	9.令和	04	05	20
	⑧給与支給月及び報酬月額	支給月 5 月 0 日 給与計算の基礎日数 0 日 ⑦通貨 0 円 ④現物 0 円 ②合計 0 円	⑨総計	4 9 0 0 0 0 0 円											
	6 月 30 日	245,000 円	0 円	245,000 円	⑩平均額	2 4 5 0 0 0 0 円									
	7 月 31 日	245,000 円	0 円	245,000 円	⑪修正平均額										
	⑫従前標準報酬月額	健康 260 千円 厚生 260 千円	⑬昇給降給	1. 昇給 2. 降給	⑭遡及支払額	遡及支払額 月 円									
	⑮給与締切日・支払日	締切日 20 日 支払日 翌月 25 日	⑯備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務被保険者 3. 短時間労働者 4. パート 5. その他 () (特定適用事業所等)											
	⑰月変該当の確認	産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて、育児休業等を開始していませんか。 ☒ 開始していません													
	※ 産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業等を開始した場合は、この申出はできません。														

○ 産前産後終了時報酬月額変更届とは
産前産後休業終了日に当該産前産後休業に係る子を養育している被保険者は、一定の条件を満たす場合、随時改定に該当しなくても、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3カ月間に受けた報酬の平均額に基づき、4カ月目の標準報酬月額から改定することができます。ただし、産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業等を開始した場合は、この申出はできません。

○ 変更後の標準報酬月額が以前より下がった方へ
3歳未満の子を養育する被保険者又は被保険者であった者で、養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、「養育期間の従前標準報酬月額みなし措置」という制度をご利用いただけます。この申出をいただきますと、将来の年金額の計算時には養育期間以前の従前標準報酬月額を用いることができますので、『産前産後休業終了時報酬月額変更届』とあわせて、日本年金機構には『養育期間標準報酬月額特例申出書』を提出してください。